

議第57号

高山市駅前広場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

高山市駅前広場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年6月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

高山市駅前広場等の管理を指定管理者に行わせるため改正しようとする。

高山市駅前広場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高山市駅前広場等の設置及び管理に関する条例（平成29年高山市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(名称及び位置) 第2条 (略)</p>	<p>(名称及び位置) 第2条 (略)</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u> 第2条の2 駅前広場等の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。</p> <p><u>(指定管理者が行う管理の基準)</u> 第2条の3 指定管理者は、この条例及び高山市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年高山市条例第5号）並びにこれらの条例に基づく規則の規定に従い、駅前広場等の管理を適正に行わなければならない。</p> <p><u>(指定管理者が行う業務の範囲)</u> 第2条の4 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 駅前広場等の使用の許可、取消し、休止及び制限に関する業務</li><li>(2) 駅前広場等に関する使用料の徴収及び減免に関する業務</li><li>(3) 駅前広場等の維持管理に関する業務</li><li>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</li></ol>

(使用許可)

第4条 駅前広場等において、次に掲げる行為を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

(1)～(6) (略)

(7) 工作物、物件又は施設を設けて占有すること。

(8) (略)

2 市長は、前項の許可に条件を付すことができる。

(許可の期間)

第5条 前条第1項の許可の期間は、次のとおりとする。

(1) 同項第1号から第6号までの許可 1年を超えない期間

(2) 同項第7号の許可 5年を超えない期間

(3) 同項第8号の許可 7日を超えない期間。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第7条 第4条第1項の規定により使用許可を受けた者及び駐車場を使用する者（以下これらを「使用者」という。）は、別表に定めるところにより使用料を納付しなければならない。ただし、駐車場の障がい者区画及び思い

(使用許可)

第4条 駅前広場等において、次に掲げる行為を行おうとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

(1)～(6) (略)

(7) (略)

2 駅前広場等において、工作物、物件又は施設を設けて占有を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

3 市長は前項の許可に、指定管理者は第1項の許可に条件を付すことができる。

(許可の期間)

第5条 前条の許可の期間は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号から第6号までの許可 1年を超えない期間

(2) 前条第1項第7号の許可 7日を超えない期間。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(3) 前条第2項の許可 5年を超えない期間

(使用料)

第7条 第4条第1項及び第2項の規定により使用許可を受けた者及び駐車場を使用する者（以下これらを「使用者」という。）は、別表に定めるところにより使用料を納付しなければならない。ただし、駐車場の障がい者区

やり区画の使用料は、無料とする。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付するものとする。

(使用許可の取消し)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

(1)～(6) (略)

(使用の休止)

第11条 市長は、駅前広場等の補修その他管理上必要があると認めるときは、駅前広場等の全部又は一部の使用を休止し、若しくは制限することができる。

画及び思いやり区画の使用料は、無料とする。

(使用料の収入)

第7条の2 市長は、指定管理者に第4条第1項各号に掲げる行為に係る使用料を当該指定管理者の収入として收受させる。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。ただし、第4条第1項各号に掲げる行為に係る使用料については、市長が特に必要と認めるときは、指定管理者において減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、市長（第4条第1項各号に掲げる行為に係る使用料については、指定管理者）は、その全部又は一部を還付するものとする。

(使用許可の取消し)

第10条 市長（第4条第1項各号に掲げる行為については、指定管理者）は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

(1)～(6) (略)

(使用の休止)

第11条 指定管理者は、駅前広場等の補修その他管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て駅前広場等の全部又は一部の使用を休止し、若しくは制限することができる。

(駐車場の使用制限)

第12条 市長は、第6条に規定する車両（以下「車両」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用を拒否することができる。

(1)～(3) (略)

(禁止行為)

第13条 駅前広場等においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(1)～(10) (略)

(11) 営利を目的とした物品の販売その他これに類する行為（市長が特に必要と認め、第4条第1項の許可をしたものを除く。）

(損害の賠償等)

第16条 駅前広場等の施設その他の物件を損傷又は滅失した者は、市長の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 (略)

3 第10条及び第12条の規定に基づく使用許可の取消し及び駐車場の使用の拒否により、使用者に損害が生じても市はその責めを負わない。

4 天災その他の市の責めに帰さない理由によって、使用者又は利用者に生じた損害については、市はその責めを負わない。

(駐車場の使用制限)

第12条 指定管理者は、第6条に規定する車両（以下「車両」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用を拒否することができる。

(1)～(3) (略)

(禁止行為)

第13条 駅前広場等においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(1)～(10) (略)

(11) 営利を目的とした物品の販売その他これに類する行為（指定管理者が特に必要と認め第4条第1項の許可をしたもの及び市長が特に必要と認め第4条第2項の許可をしたものを除く。）

(損害の賠償等)

第16条 駅前広場等の施設その他の物件を損傷又は滅失した者は、指定管理者の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 (略)

3 第10条及び第12条の規定に基づく使用許可の取消し及び駐車場の使用の拒否により、使用者に損害が生じても指定管理者（第4条第2項に掲げる行為の許可の取消しについては市）はその責めを負わない。

4 天災その他の市又は指定管理者の責めに帰さない理由によって、使用者又は利用者に生じた損害については、市又は指定管理者はその責めを負わない。

<p>(過料)</p> <p>第20条 次の各号の一に該当する者に対しては、10,000円以下の過料を科する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(過料)</p> <p>第20条 次の各号の一に該当する者に対しては、10,000円以下の過料を科する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第4条第2項の規定に違反して工作物、 物件又は施設を設けて占用した者</u></p> <p>(3) (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に改正前の高山市駅前広場等の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の高山市駅前広場等の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 改正後の高山市駅前広場等の設置及び管理に関する条例における駅前広場等の利用に係る使用料の規定は、施行日以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 4 改正後の高山市駅前広場等の設置及び管理に関する条例の規定により指定管理者に駅前広場等の管理を行わせるための準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。